

# **自動車リサイクル法に基づく許可申請の手引**

**解 体 業 許 可 申 請**

**破 碎 業 許 可 申 請**

**令和 5 年 4 月**

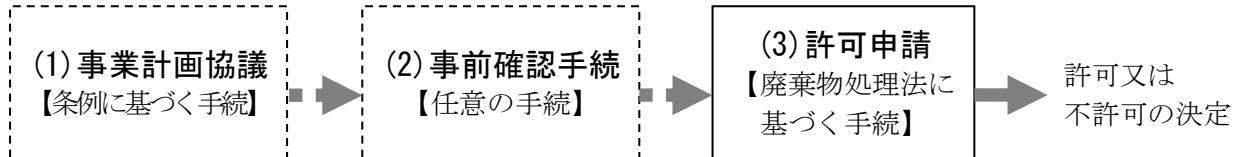
**長野県環境部資源循環推進課**

# はじめに

## 1 許可申請等に必要な手続

許可申請に当たっては、おむね(1)事業計画協議、(2)事前確認手続、(3)許可申請の順に手続を進めてください。※

### 【手続の手順】



※ 必要な手続は申請内容により異なりますので、詳細はP 1～3の「解体業・破碎業の許可申請等に必要な手続」を参照してください。

### (1) 事業計画協議

長野県では、地域の実情に即した廃棄物の処理施設の設置及び運営が図られるように「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」（以下「条例」という。）において、事業者と地元住民とが開かれた場において設置計画等について十分に話し合う機会及び地域住民等が知事に生活体験に基づく生活環境保全上の意見を提出できる機会を設けた事業計画協議の実施を定めています。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律。以下「法」という。）に基づく許可申請をしようとする者は、その申請に先立ち、この事業計画協議を行う必要があります。

なお、事業計画協議が不要な場合もありますので、詳細はP 1～3の「解体業・破碎業の許可申請等に必要な手続」を参照の上、管轄地域振興局に御相談ください。

### (2) 事前確認手続

法に基づく許可申請等をしようとする者は、事業計画協議の有無に関わらず、その申請に先立ちその事業計画の遵法性等について、事前確認手続を受けることができます。

事業計画協議を行う場合の事前確認手続のタイミングは事業計画概要説明会終了後～事業計画書提出前が最適です。

### (3) 法に基づく許可申請

法第2条第13項に規定する解体業又は同条第14項に規定する破碎業を行う者は、解体業については法第60条第1項の許可、破碎業については法第67条第1項の許可を受ける必要があります。

なお、破碎業の許可申請の際に、処理能力が5t/日を超える廃プラスチック類の破碎施設を設置する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物処理施設設置（変更）許可を受ける必要があります。

## 2 周辺地域への配慮等

法の許可を受けた者は、条例に基づき、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に対して十分配慮するとともに関係住民との良好な関係を構築するよう努め、また関係市町村長や関係住民から環境保全協定等の締結を求められたときは、誠実にその求めに応じるよう努める必要があります。

## 目 次

○ 解体業・破碎業の許可申請等に必要な手続	1
○ 第1 条例に基づく事業計画協議	3
・計画概要段階における手続のフロー	4
・計画詳細段階における手続のフロー	5
・事業計画協議にあたっての留意点	6
・添付書類等	9
○ 第2 事前確認手続	10
・事前確認手続にあたっての留意点	11
・添付書類等	12
○ 第3 法に基づく申請・届出等	13
・許可申請のフロー	14
・申請・届出等にあたっての留意点	15
・添付書類等	19
○ 第4 様式集	22
○ 別 紙	
別紙1 欠格要件について	65
別紙2 後見等の登記事項証明書について	66
○ 地域振興局管轄区域一覧表	67

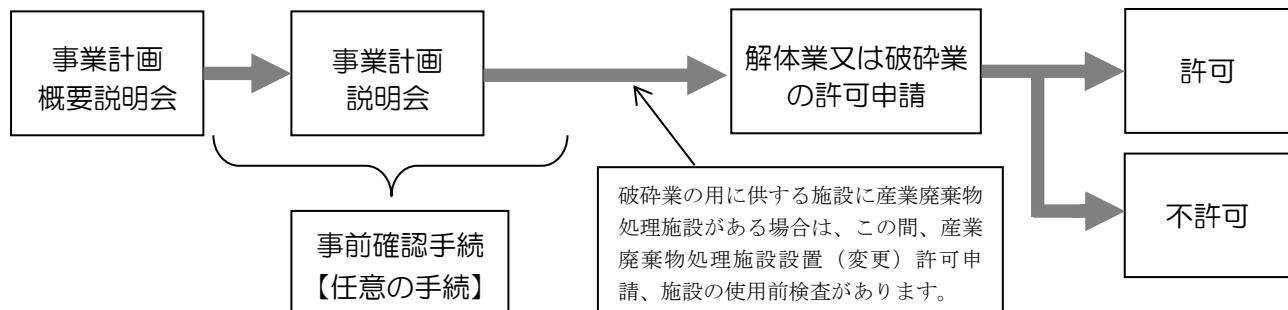
# 解体業・破碎業の許可申請等に必要な手続

解体業及び破碎業の許可申請等に係る必要な手続は、以下のとおりです。

## 1 新規許可申請及び事業範囲の変更許可申請（2以外の場合）

<対象となる申請>

- ・2以外の解体業若しくは破碎業に係る新規許可申請又は破碎業に係る変更許可申請



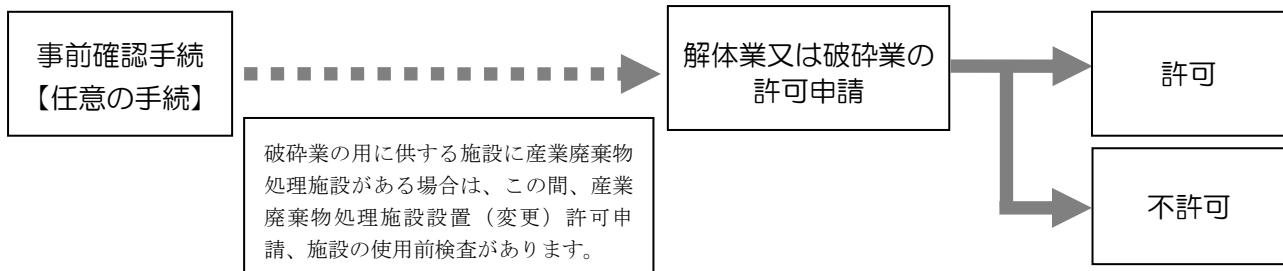
※事前確認手續のタイミングは事業計画概要説明会以降～

事業計画書提出前が最適です。

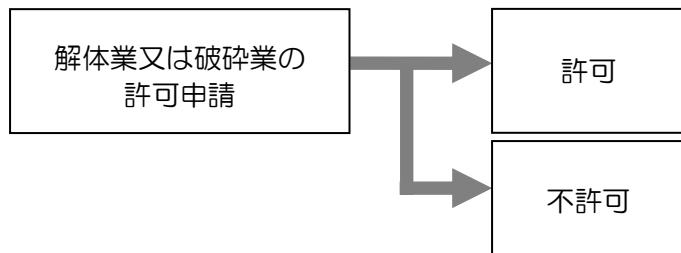
## 2 新規許可申請

<対象となる申請>

- ・事業計画協議を不要と知事が認めた者による新規許可申請



## 3 更新許可申請



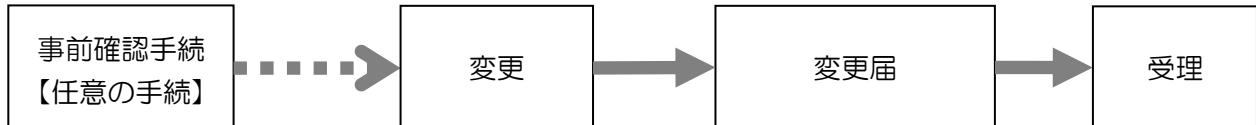
※破碎業の用に供する施設が産業廃棄物処理施設の設置(変更)許可が必要な施設（1日当たりの処理能力が5tを超える廃プラスチック類の破碎施設）である場合は、本手引のほか「産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請の手引」により、必要な手続を行ってください。

- 条例に基づく事業計画協議（事業計画概要説明会・事業計画説明会）・・・【手引P. 3へ】
- 事前確認手続・・・【手引P. 10へ】
- 法に基づく申請・届出等・・・【手引P. 13へ】

#### 4 事業の用に供する施設等を変更する場合の手続（変更届）

<対象となる届出>

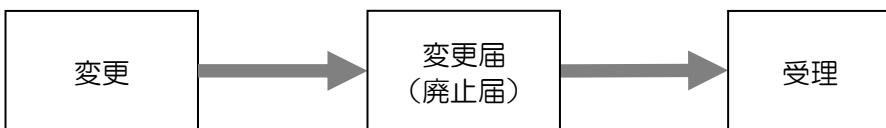
- ・事業の用に供する施設の変更
- ・業を行う事業所の所在地の変更
- ・保管場所の所在地に係る変更



#### 5 上記4に関する事項以外の変更の手続（変更届）

<対象となる届出>

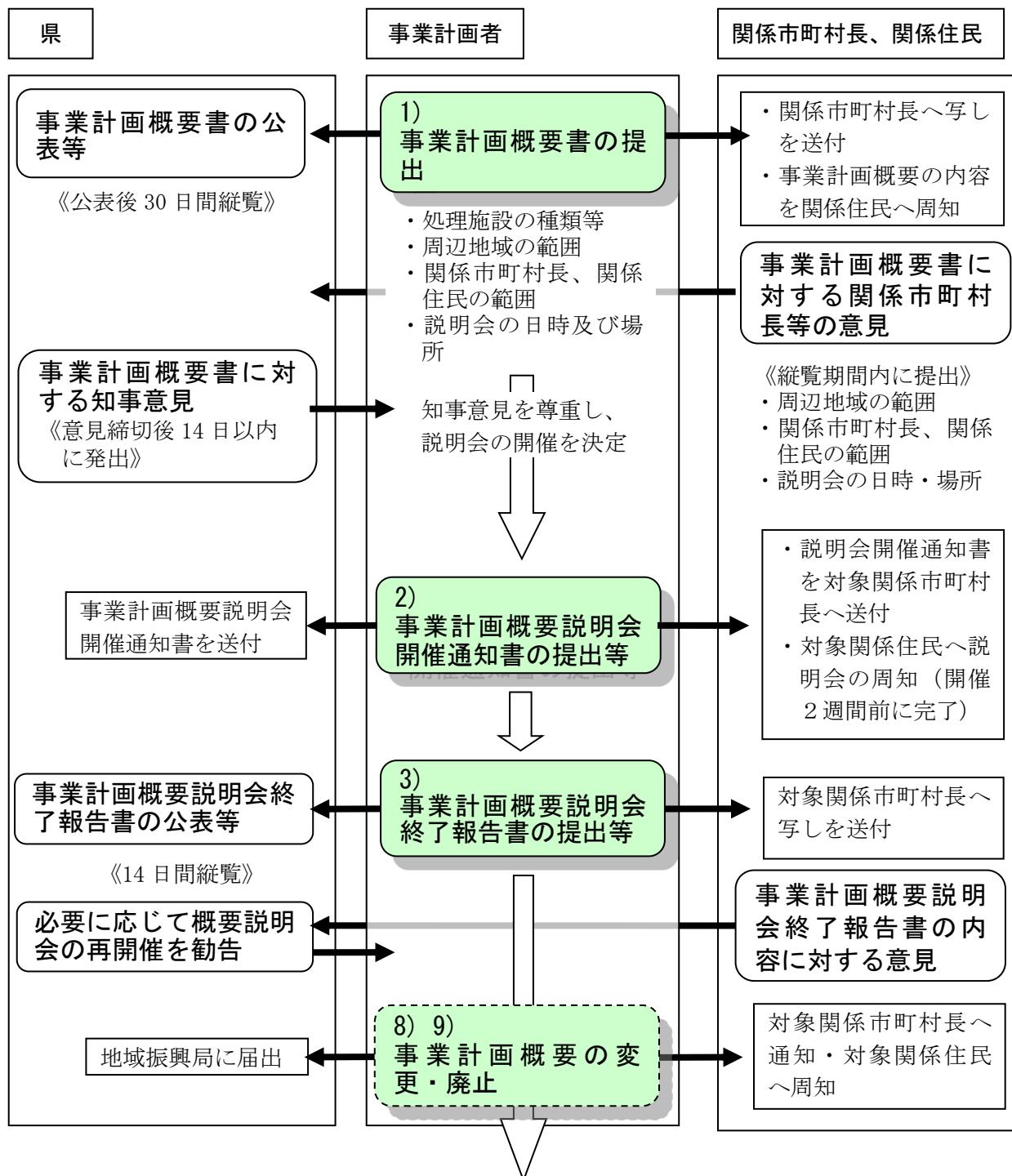
- ・事業の廃止
- ・氏名又は名称及び住所の変更
- ・事業所の名称及び所在地の変更
- ・役員の変更
- ・標準作業書の記載事項の変更 等



## **第1 条例に基づく事業計画協議**

# 計画概要段階における手続のフロー

※計画概要段階…周辺地域の範囲を定めるための手続



## 【事前確認手続及び計画詳細段階へ】

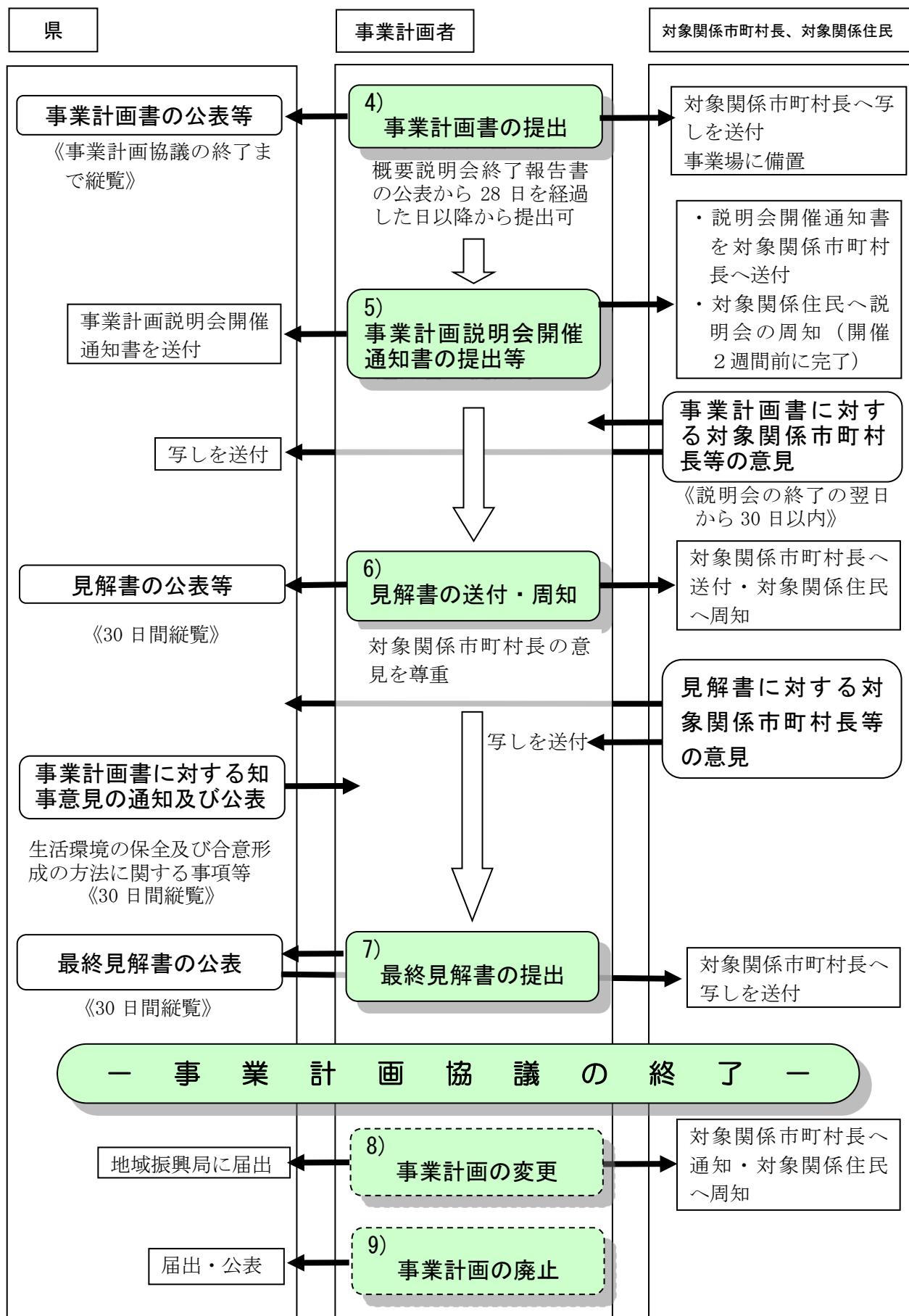
### ① 【事業内容の事前確認手続について】

事業計画概要説明会終了報告書を提出した後、事業計画者は、許可申請書の提出に先立ち、申請者が行おうとする事業内容が法の基準及び関係法令に抵触する部分がないかどうか県に確認を求めることができます。

県は、事業内容を事前に確認し、事前確認手続の時点において、法の基準及び関係法令に抵触する部分がないと判断したときは「確認通知書」を送付します（P. 6 及び P. 9 以降に説明がありますのでご覧ください。）。

## 計画詳細段階における手続のフロー

※計画詳細段階…事業計画の具体的な内容について話し合い、より良い計画とするための手続



## 事 業 計 画 協 議 に あ た つ て の 留 意 点

解体業若しくは破碎業の新規許可又は破碎業の変更許可を受けようとする事業計画者は、条例第31条の規定による事業計画協議に關し、下記の手続を行う必要があります。

なお、更新許可申請の場合は、事業計画協議を行う必要はありません。

### 1 事業計画概要書等の提出先

事業計画概要書等は、業を行なう事業所（事業所が複数ある場合は、主たる事業所）の所在地を管轄する地域振興局（以下「管轄地域振興局」といいます。）へ提出してください（地域振興局の管轄区域は巻末の一覧表を参照）。

なお、書類の提出に当たっては、事前に管轄地域振興局とご相談ください。

◎ 書類の提出を行政書士等の代理人を通じて行なう場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併記の上、職印を押印してください。また、委任状（以下の(ア)～(カ)に留意）を添付してください。

(ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。

(イ) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。

(カ) 委任状の日付は、申請日前3か月以内としてください。

### 2 提出部数（事業者控え分は含まれていません）

提 出 書 類	提 出 部 数
事業計画概要書	
事業計画概要説明会終了報告書	
事業計画書	3 部
見解書	
事業計画変更届出書	
事業計画概要説明会開催通知書	
事業計画説明会開催通知書	2 部
事業計画廃止届出書	
最終見解書	4 部

※管轄地域振興局以外に周辺地域を管轄する地域振興局がある場合は提出部数が異なりますので、管轄地域振興局にご相談ください。

### 3 事業計画概要書等のサイズ

事業計画書等は、A4サイズ（日本産業規格A列4番）とします。図面等の大きなものについては、A4サイズに折り込んでください。

### 4 事業計画協議の手続等について

#### (1) 事業計画概要書の提出等について

解体業又は破碎業を行なう場合は、許可（変更許可）申請を行う前に、「事業計画概要書」（様式1）に表1-1に掲げる書類を添付し管轄地域振興局へ提出してください。

併せて、当該概要書の写しを関係市町村長へ送付し、事業計画概要の内容を関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により周知してください。

なお、事業計画概要書の提出から事業計画概要説明会の開催まで、最短でも約2か月を要しますので（事業計画概要書の公表・縦覧【30日間】～知事意見の通知【14日】～説明会の開催周知【説明会開催日の概ね2週間前まで】）、余裕をもって提出するようにしてください。

⇒ 周辺地域の選定にあたっては、「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」

[https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore  
/setchi/index.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/setchi/index.html)

事業計画概要及び事業計画に係る説明会実施の詳細は、「廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺地域への説明会の実施に関する指針」

[https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore  
/setsumekai.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/setsumekai.html) をそれぞれ参照してください。

## (2) 事業計画概要説明会開催通知書の提出等について

事業計画概要書の提出後、書面により通知される知事の意見を参考に、周辺地域の範囲、関係市町村長及び関係住民の範囲\*を決定し、事業計画概要説明会の開催日時及び場所を確定してください。なお、事業計画概要説明会の実施に当たっては、「事業計画概要説明会開催通知書」（様式2）に必要な事項を記載し、管轄地域振興局及び対象関係市町村長あてに提出するとともに、事前に相当な期間をおいて対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法によって説明会開催に係る周知を行ってから説明会を開催してください。

\* 知事の意見に基づいて決定した周辺地域を「対象周辺地域」、関係市町村長を「対象関係市町村長」、関係住民を「対象関係住民」といいます。

## (3) 事業計画概要説明会終了報告書の提出等について

事業計画概要説明会が終了した後、「事業計画概要説明会終了報告書」（様式3）に必要な事項を記入し管轄地域振興局へ提出してください。

また、併せて、当該報告書の写しを対象関係市町村長に送付してください。

### <事前確認手続について>

事業計画概要説明会終了報告書を提出した後、事業計画者は、許可申請書の提出に先立ち、申請者が行おうとする事業内容が法等の基準に抵触する部分がないかどうか県に事前に確認を求めることができます。県は、事業計画の内容を事前に確認し、事前確認手続の時点において、法の基準に抵触する部分がないと判断したときは「事前確認手続に係る内容確認通知書」を送付します。

なお、この事前確認手続は、その内容、補正の状況等により相応の期間を要します。

事業計画概要説明会終了報告書を提出した後であって、かつ、許可申請前であればいつでも行うことができますが、事業計画概要説明会終了後から事業計画書提出前までに行っていただくのが最適です。

事前確認手続の詳細については、「第2 事前確認手続」（手引P. 10）を参照してください。

## (4) 事業計画書の提出等について

事業計画概要説明会終了報告書を提出し、当該報告書の公表の翌日から28日経過した日以後に、「事業計画書」（様式4）に表1-2に掲げる書類を添付して管轄地域振興局に提出するとともに、当該事業計画書の写しを直ちに対象関係市町村長へ送付してください。

また、事業計画書を事業計画協議が終了するまでの間、事業場等に備え置き、対象関係住民が閲覧できるようにしてください。

## (5) 事業計画説明会開催通知書の提出等について

事業計画書の提出後、事業計画説明会を開催するときは、「事業計画説明会開催通知書」（様式2）に必要な事項を記載し、管轄地域振興局及び対象関係市町村長あてに提出するとともに、事前に相当な期間をおいて対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法によって説明会開催に係る周知を行ってから説明会を開催してください。

## (6) 見解書の送付・周知について

対象関係市町村長及び対象関係住民等から事業計画書に対する意見書の送付を受けたときは、「見解書」（様式5）に必要な事項を記入し、対象関係市町村長へ送付するとともに、当該見解書の内容を対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により周知を行ってください。

併せて、見解書及び意見書の写しを管轄地域振興局へ提出してください（見解書の作成にあたっては、対象関係市町村長の意見を尊重してください。）。

また、見解書は、事業計画協議が終了するまでの間、事業場等に備え置き、閲覧できるようにしてください。

**(7) 最終見解書の提出について**

事業計画に対する知事の意見を受けたときは、「最終見解書」（様式6）に必要な事項を記載し、管轄地域振興局へ提出してください。

なお、当該最終見解書の提出をもって事業計画協議は終了となります。

**(8) 事業計画の変更について**

事業計画概要書又は事業計画書の記載事項を変更しようとするときは、「事業計画変更届出書」（様式7）に必要な事項を記載し、管轄地域振興局へ提出してください。

なお、変更届の内容によっては、事業計画協議の手続の全部又は一部を再度実施するよう知事から勧告されることがあります。

**(9) 事業計画の廃止について**

事業計画を廃止するときは、事業計画廃止届出書（様式8）に必要な事項を記載し、管轄地域振興局へ提出してください。

**5 その他**

(1) 同時期に、使用済自動車等の処理工程を含む事業計画について、産業廃棄物処理施設の設置許可に係る協議を行う場合は、解体業若しくは破碎業の許可又は破碎業の変更許可に係る協議とあわせて実施できますので、事前に管轄地域振興局にご相談ください。

(2) 事業計画者が事業計画協議の一部又は全部を行わずに法に基づく許可申請等をしたときは、事業計画協議を行うべきことを知事から勧告されることがあります。

また、事業計画に対する知事の意見に従わずに許可申請等をしたときは、期限を定めて、その事業計画の内容の変更その他必要な措置を講ずべきことを知事から勧告されることがあります。

なお、事業計画者が当該勧告に従わない場合は、その勧告内容が公表されます。

(3) 事業計画概要書を提出してから事業計画協議が終了するまで、少なくとも1年程度の期間を必要とします。説明会の開催状況等により期間は前後します。

## 事業計画協議に係る添付書類

表 1－1 事業計画概要書関係

- (1) 当該施設の付近の見取図
- (2) 処理工程図
- (3) 処理施設の概要等を示す図面、カタログ等
- (4) 周辺地域の範囲を示す地図等
- (5) その他知事が必要と認める書類

表 1－2 事業計画書関係

- (1) 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為（原本証明したもの）
- (2) 周辺地域の範囲を示す地図等
- (3) 解体業又は破碎業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（住宅地図等の写し）
- (4) 関係法令に基づく手続が必要な場合は、当該手続がなされていることを証する書類
- (5) 標準作業書の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

## **第2 事前確認手続**

## 事前確認手続<sup>\*</sup>にあたっての留意点

以下の申請等をしようとする者は、条例の手続の有無にかかわらず、行おうとする事業の内容について事前確認手続を受けることができます。

- ・解体業又は破碎業の新規（変更）許可申請を行おうとする者
- ・解体業又は破碎業を行う事業所の所在地を変更しようとする者
- ・保管場所の所在地を変更しようとする者
- ・事業の用に供する施設を変更しようとする者

※条例に基づく事業計画協議を行っている方については、事業計画概要説明会終了報告書提出後に  
行ってください。

### 1 事前確認手続依頼書の提出先

事前確認手続依頼書の提出先は、管轄地域振興局ですが、書類の提出に当たっては、事前に管轄地域振興局とご相談ください。（地域振興局の管轄区域は巻末の一覧表を参照）

◎ 書類の提出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併記の上、職印を押印してください。また、委任状（以下の(ア)～(ウ)に留意）を添付してください。

- (ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。
- (イ) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。
- (ウ) 委任状の日付は、申請日前3か月以内としてください。

### 2 提出部数（事業者控え分は含まれていません。）

事前確認手続依頼書の提出部数は3部です。

ただし、管轄地域振興局以外に事業所を管轄する地域振興局及び市町村が複数ある場合には、該当する地域振興局数及び市町村数分増しとなります。

### 3 事前確認手続依頼書のサイズ

事前確認手続依頼書は、A4サイズ（日本産業規格A列4番）とします。図面等の大きなものについては、A4サイズに折り込んでください。

### 4 事前確認手続依頼書の提出

解体業にあっては解体業事前確認手続依頼書（様式9）、破碎業にあっては破碎業事前確認手続依頼書（様式10）に表2-1に掲げる書類のうち必要な書類を添付して提出してください。

## 事前確認手続に係る添付書類

**表2－1 事前確認手続依頼書関係**

- |  |   |                                  |
|--|---|----------------------------------|
| <input type="radio"/> 必ず添付する書類（該当のない項目については省略可能） | <input type="checkbox"/> 変更事項に係る場合に添付が必要な書類 | <input type="checkbox"/> 添付不要な書類 |
|--|---|----------------------------------|

	新規 許可	変更 許可	変更届
(1) 解体業又は破碎業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（住宅地図等の写し）	○	○	□
(2) 上記施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公団の写し（敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの）、申請者が所有権を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書の写し）*	○	□	□
(3) 事業計画書及び収支見積書（解体業は様式20、破碎業は様式21）	○	○	□
(4) 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書	○	□	□
(5) 関係法令に基づく手続が必要な場合は、当該手続がなされていることを証する書類	○	□	□
(6) 連絡先（様式25）	○	□	□
(7) 関係住民への説明会の経過を記した書類*（説明会で出された意見・質問、意見・質問に対する回答又は対応等を記載した書類並びに関係住民に対する説明資料の写しを含む。）（注） * 地元区等と環境保全協定を結んだ場合は、当該協定書の写し（協定に基づき協議が行われたことを証する書類を含む。）を提出することにより、説明会の経過を記した書類におきかえることができます。	—	—	○
(8) 標準作業書の写し	○	○	□
(9) その他知事が必要と認める書類	○	□	□

(注) (7)の添付書類について、以下のいずれかに該当する者は添付不要です。

- ・条例に基づく事業計画協議の途中で事前確認手続を受ける者
- ・生活環境保全上の支障を生ずるおそれがないと認められる変更を行おうとする者

\* 所有权を有することを証する書類（不動産登記の登記事項証明書等）について、取得等が見込みの場合はその旨を説明する書類を添付し、許可申請時に所有権を有することを証する書類を必ず添付してください。

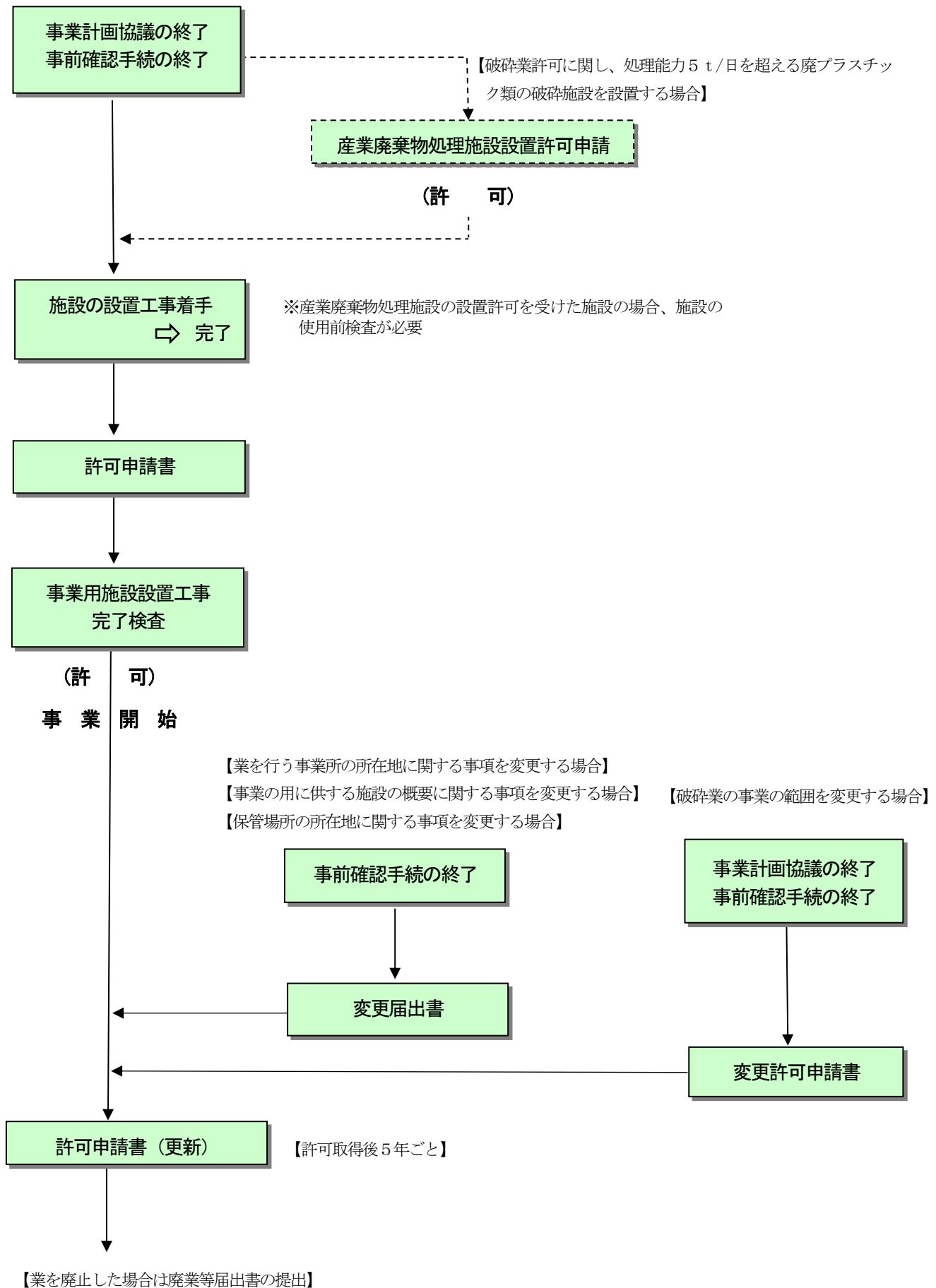
### 公的機関の証明書の原本写しの提出について

公的機関の証明書（商業・法人登記の登記事項証明書等）の提出は原則として原本としますが、地域振興局の確認を受けたものにあっては原本の写しをもって代えることができます。（この場合、必ず原本を持参又は送付してください。）

### **第3 法に基づく申請・届出等**

## 許可申請等のフロー

許可を取得する場合や、許可取得後に生じる変更等の事項については、下記のような書類の提出が必要になります。



# 許可申請等にあたっての留意点

法に基づく各申請・届出に係る手続については、下記のとおりです。

## 1 申請書等提出先

申請書等の提出先は、管轄地域振興局です。申請書等の提出に当たっては事前に管轄地域振興局とご相談ください（届出等の内容によっては郵送で受け付けることができる場合があります）。地域振興局の管轄区域は巻末の一覧表を参照してください。

なお、事業所の所在地が長野市内の場合は、長野市廃棄物対策課（電話番号：026-224-7320）に、松本市内の場合は、松本市廃棄物対策課（電話番号：0263-47-1350）にお問い合わせください。

## 2 提出部数（事業者控え分は含まれていません。）

許可申請書等各種書類の提出部数は2部です。

ただし、管轄地域振興局以外に事業所の所在地を管轄する地域振興局がある場合には、該当する地域振興局数分増しとなります。

## 3 申請手数料

許可（更新許可・変更許可を含む。）申請には申請手数料が必要ですので、長野県収入証紙を許可申請書に貼付してください。手数料の額は次のとおりです。

- (1) 解体業の新規許可・・・・・・・・・・・・ 78, 000円
- (2) 解体業の許可の更新・・・・・・・・・・・・ 70, 000円
- (3) 破碎業の新規許可・・・・・・・・・・・・ 84, 000円
- (4) 破碎業の許可の更新・・・・・・・・・・・・ 77, 000円
- (5) 破碎業の事業範囲の変更の許可・・・・ 67, 000円

### 【長野県収入証紙の販売先について】

長野県収入証紙は、以下の場所で購入できます。

- ・知事の指定した売りさばき場所  
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi/kenze/index.html>)
- ・長野県庁生活協同組合（現金書留又は銀行振込により郵送で購入できます。）  
県庁生協連絡先 026-233-4071 (<https://www.pref-nagano-coop.or.jp/>)

## 4 申請書等のサイズ

申請書等は、A4サイズ（日本産業規格A列4番）とします。図面等の大きなものについては、A4サイズに折り込んでください。

## 5 許可申請書等の提出

◎ 申請・届出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併記の上、職印を押印してください。また、委任状（以下の(ア)～(ウ)に留意）を添付してください。

- (ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。
- (イ) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。
- (ウ) 委任状の日付は、申請日前3か月以内としてください。

### (1) 新規許可申請について

事業計画協議及び事前確認手続終了後、施設（産業廃棄物処理施設を除く。）の設置を行った後、解体業にあっては「解体業許可申請書」（様式11）に、破碎業にあっては「破碎業許可申請書」（様式12）に表3-1に掲げる書類を添付して申請してください。

添付書類の省略については、『6 添付書類の省略について』を参照してください。

なお、破碎業で、処理能力が5t/日を超える廃プラスチック類の破碎施設を設置する場合は、別途廃棄物処理法第15条（第15条の2の6）に規定する廃棄物処理施設の設置（変更）の許可を取得する必要があります。（『8 その他（2）廃棄物処理法の許可対象施設』参照）

## (2) 変更許可申請について

破碎業の事業の範囲（破碎前処理のみ・破碎処理のみ・破碎前処理と破碎処理の両方）を変更する場合は、事業計画協議及び事前確認手続終了後に施設の設置を行った後、「破碎業の事業の範囲の変更許可申請書」（様式13）に表3-1に掲げる書類を添付して申請してください。

添付書類の省略については、『6 添付書類の省略について』を参照してください。

また、事業範囲の変更に伴い、処理能力が5t/日を超える廃プラスチック破碎施設を設置する場合は、別途廃棄物処理法第15条（第15条の2の6）に規定する廃棄物処理施設の設置（変更）の許可を取得する必要があります。（『8 その他(2) 廃棄物処理法の許可対象施設』参照）

## (3) 更新許可申請について

解体業及び破碎業の許可の有効期間は、許可の日から5年間です。

有効期間後も業を行う場合は、許可更新が必要ですので、許可期限のおおむね2か月前までに、解体業にあっては「解体業許可の更新申請書」（様式11）に、破碎業にあっては「破碎業許可の更新申請書」（様式12）に表3-1に掲げる書類を添付して申請してください。

添付書類の省略については、『6 添付書類の省略について』を参照してください。

## (4) 変更届について

表3-2に掲げる事項に変更があったときは、解体業にあっては「解体業変更届出書」（様式14）に、破碎業にあっては「破碎業変更届出書」（様式15）に、表3-2に掲げる書類のうち変更に係るもの及び「誓約書」（様式19）を添付の上、変更の日から30日以内に届け出してください。

なお、変更届の提出が当該変更の日から30日を経過した日以降となった場合には遅延理由書（様式任意）も併せて提出してください。

## (5) 廃業等届出について

許可に係る業を廃止した場合は、解体業にあっては「解体業廃業等届出書」（様式17）に、破碎業にあっては「破碎業廃業等届出書」（様式18）に許可証を添付の上、廃止の日から30日以内に届け出してください。

なお、廃業届の提出が当該廃業の日から30日を経過した日以降となった場合には遅延理由書（様式任意）も併せて提出してください。

## 6 添付書類の省略について

新規許可申請書、変更許可申請書又は変更届出書の提出において、事前確認において提出された書類であってその内容に変更がないものは、提出を省略することができます。

また、更新許可申請書の提出において、その内容に変更がない場合に限り、添付書類表3-1のうち(2)及び(3)を省略することができます。

いずれの場合も、「添付書類の省略について」（解体業は様式22、破碎業は様式23）を併せて提出してください。

## 7 先行許可証について

新規許可申請及び変更許可申請の提出において、他に解体業若しくは破碎業の許可又は廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業等の許可を受けていれば、添付書類表3-1のうち(5)、(7)、(8)、(9)及び(10)を省略することができます。（更新許可申請は対象ではありません。）

なお、その際は、「住民票等の省略について」（様式24）と当該許可証の写しを添付してください。

先行許可証として利用できるのは、以下のいずれかの条件を満たし、許可の日から起算して5年を経過しない許可証です。

- ・法関係の許可証で、「別に受けた許可に係る許可証の提出の有無」の項が「無」とされているもの。
- ・産業廃棄物処理業関係の許可証で、……第××条第××項の規定による許可証の提出の有無」の項が「無」とされているもの。

## 8 その他

### (1) 許可基準について

許可（更新許可を含む。）及び変更許可を受けようとする者が、次の要件をいずれも満たしていないければ許可できませんので、ご注意ください。

ア 事業の用に供する施設及び申請者の能力（標準作業書を作業従事者に周知していること及び経理的基礎を有すること）が、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして法施行規則第57条又は第62条に定められた基準に適合していること。

イ 法に規定する欠格要件（本手引P. 65 別紙1）に該当していないこと。

### (2) 廃棄物処理法の許可対象施設

破碎業の許可申請等の際に、処理能力が5t/日を超える廃プラスチック類の破碎施設を設置する場合は、法の申請等に先立ち、産業廃棄物処理施設の設置（変更）許可に係る事業計画協議、事前確認手続及び廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請をしてください。

なお、破碎業の許可申請を伴う場合は、事業計画協議を事前に行ってください。

廃棄物処理法の手続については、当該施設を設置（変更）しようとする事業所の所在地を管轄する地域振興局へお問い合わせください。

### (3) 電子マニフェスト（移動報告）制度（法第81条関係）

使用済自動車等の引取り・引渡しを行う場合には、法第81条第7項から第12項までの規定により、電子マニフェストを利用した情報管理センター（（公財）自動車リサイクル促進センターをいう。以下同じ。）への引取・引渡し実施報告を行うこととされています。

法に基づく登録・許可（引取業・フロン類回収業・解体業・破碎業）を受けた際は、情報管理センターの管理する自動車リサイクルシステムにおいて、事業者登録の手続を行ってください。

なお、当該登録については下記にお問い合わせください。

＜お問合わせ先＞

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

コンタクトセンター

受付時間：9:00～18:00（土日祝日・年末年始を除く。）

電話番号：050-3786-7755

【自動車リサイクルシステムのホームページ（各種申請書書式）】

[https://www.jars.gr.jp/jgs/ex\\_jg1000.html?1473985778870](https://www.jars.gr.jp/jgs/ex_jg1000.html?1473985778870)

### (4) 法に基づく義務について

解体業者及び破碎業者には、法に基づき、エアバッグ類の回収や自動車リサイクルシステムによる移動報告等を行う義務があります。

法の概要については、以下の長野県ホームページ「自動車リサイクルながの」を参考にしてください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/shigen/jidosha/index.html>

## 9 処理を行った使用済自動車等に係る記録及び閲覧

条例により、解体業者及び破碎業者は、事業場に帳簿を備え置き、関係住民等の求めに応じて開示することとされています。

処理施設に係る下記の事項について記録し、その記録を3年間備え置いてください。

これらの記録は、関係住民等からの閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なしに閲覧を拒むことはできません。

記録が必要な場合	記録する事項	備考
使用済自動車等を処理した場合*	使用済自動車等の種類及び数量	各月ごとにまとめる
生活環境影響調査に係る事項（大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水）の測定を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定位置</li> <li>・測定年月日</li> <li>・測定結果年月日</li> <li>・測定結果</li> </ul>	
施設の点検を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検年月日</li> <li>・点検結果</li> </ul>	

\* 情報管理センターへの移動報告をもって処理に関する記録に代えることは差し支えありません。

## 許可申請等に係る添付書類

表3－1 許可申請関係

- (1) 欠格要件に該当しないことを誓約する書面（様式19）
- (2) 解体業又は破碎業\*の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（住宅地図等の写し）  
\*破碎業の用に供する施設が廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の6第1項に規定する許可を受けている施設である場合は不要。
- (3) 上記(2)に掲げる施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公団の写し（敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの）、申請者が所有権を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書の写し）
- (4) 事業計画書及び収支見積書（解体業は様式20、破碎業は様式21）
- (5) 申請者が個人である場合は、住民票の写し及び後見等登記事項証明書※
- (6) 申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書※
- (7) 申請者が法人である場合は、役員の住民票の写し及び後見等登記事項証明書※
- (8) 申請者が法人である場合は、発行済株式総数又は出資の額の100分の5以上を有する者の、株式数又は出資金額を記載した書類並びに住民票の写し及び後見等登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、その法人の商業・法人登記の登記事項証明書）※
- (9) 申請者に法施行令第5条に規定する使用者がある場合は、その者の住民票の写し及び後見等登記事項証明書※
- (10) 申請者が未成年者で、その法定代理人が個人である場合は、その法定代理人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書※
- (11) 申請者が未成年者で、その法定代理人が法人である場合は、その法定代理人の定款又は寄付行為及び商業・法人登記の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び後見等登記事項証明書※
- (12) 連絡先（様式25）
- (13) 標準作業書の写し
- (14) その他知事が必要と認める書類

※ 住民票の写し（本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のあるもの、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）、後見等登記事項証明書（本手引P.66 別紙2参照）、商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）及び不動産登記の登記事項証明書を添付する場合には、申請日前3か月以内に発行されたものを添付してください。なお、後見等登記事項証明書について、成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書がない場合には、欠格要件に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

また、商業・法人登記の登記事項証明書について、新規許可申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」とする。

表3－2 変更届出書関係

変更事項	添付書類
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書等の変更履歴のわかるもの）</li> <li>・住民票の写し*</li> </ul>
事業所の名称及び所在地	<p>（所在地を変更する場合は、以下の書類。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図（住宅地図等の写し）</li> <li>・施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公団の写し（敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの）、申請者が所有権を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書の写し）</li> </ul>
役員（相談役、顧問等を含む。）の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任者の住民票の写し及び後見等登記事項証明書*</li> <li>・商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書等の変更履歴のわかるもの）</li> <li>・役員等の変更に係る新旧対照表（様式16）</li> </ul>
法施行令第5条に定める使用人の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任者の住民票の写し及び後見等登記事項証明書*</li> <li>・役員等の変更に係る新旧対照表（様式16）</li> </ul>
法定代表人が個人である場合で、その氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任者の住民票の写し及び後見等登記事項証明書*</li> <li>・役員等の変更に係る新旧対照表（様式16）</li> </ul>
法定代表人が法人である場合で、その名称及び住所、その代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定代表人の定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書等の変更履歴のわかるもの）</li> </ul>
法定代表人が法人である場合で、その役員の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任者の住民票の写し及び後見等登記事項証明書*</li> <li>・法定代表人の商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書等の変更履歴のわかるもの）</li> <li>・役員等の変更に係る新旧対照表（様式16）</li> </ul>
事業の用に供する施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図（住宅地図等の写し）</li> <li>・施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公団の写し（敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの）、申請者が所有権を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書の写し）</li> </ul>
標準作業書の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準作業書の写し</li> </ul>
解体業、破碎業又は産業廃棄物処理業の許可を受けている場合は、当該許可番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該許可証の写し</li> </ul>
業を行う事業所以外の場所で解体自動車等の積替え又は保管を行う場合には、当該場所に関する所在地、面積、保管量の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図（住宅地図等の写し）</li> <li>・施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公団の写し（敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの）、申請者が所有権を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書の写し）</li> </ul>
破碎業の用に供する施設が、廃棄物処理施設の設置（変更）許可を受けている場合は、当該許可年月日及び許可番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該許可証の写し</li> </ul>

変更事項	添付書類
発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任者の住民票の写し及び後見等登記事項証明書※</li> <li>・株主等が法人である場合は、その法人の商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書等の変更履歴のわかるもの）</li> <li>・役員等の変更に係る新旧対照表（様式 16）</li> </ul>

※ 住民票の写し（本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のあるもの、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）、後見等登記事項証明書（本手引 P. 66 別紙 2 参照）、商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び不動産登記の登記事項証明書は、申請日前 3 か月以内に発行されたものを添付してください。なお、後見等登記事項証明書について、成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書がない場合には、欠格要件に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

## 第4 樣 式 集

## 目 次

(様式 1) 事業計画概要書	24
(様式 2) 事業計画概要説明会開催通知書、事業計画説明会開催通知書	26
(様式 3) 事業計画概要説明会終了報告書	27
(様式 4) 事業計画書	28
(様式 5) 見解書	31
(様式 6) 最終見解書	32
(様式 7) 事業計画変更届出書	33
(様式 8) 事業計画廃止届出書	34
(様式 9) 解体業事前確認手続依頼書	35
(様式 10) 破碎業事前確認手続依頼書	37
(様式 11) 解体業許可（許可の更新）申請書	39
(様式 12) 破碎業許可（許可の更新）申請書	43
(様式 13) 破碎業の事業の範囲の変更許可申請書	47
(様式 14) 解体業変更届出書	51
(様式 15) 破碎業変更届出書	52
(様式 16) 役員等の変更に係る新旧対照表	53
(様式 17) 解体業廃業等届出書	54
(様式 18) 破碎業廃業等届出書	55
(様式 19) 誓約書	56
(様式 20) 事業計画書及び収支見積書（解体業）	57
(様式 21) 事業計画書及び収支見積書（破碎業）	59
(様式 22) 添付書類の省略について（解体業）	61
(様式 23) 添付書類の省略について（破碎業）	62
(様式 24) 住民票等の省略について	63
(様式 25) 連絡先等	64
別 紙	
別紙1 欠格要件について	65
別紙2 後見等登記事項証明書について	66
地域振興局管轄区域一覧表	67

(注)

規 則・・・使用済自動車の再資源化に関する法律施行規則（法施行規則）  
条例規則・・・廃棄物の適正な処理の確保等に関する条例施行規則

(様式1) 【条例規則様式第11号（第27条関係）】

## 事 業 計 画 概 要 書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者  
住 所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

事業計画の概要について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）		
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	m <sup>3</sup> /日 ( ) 時間 t/日 ( ) 時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間 m <sup>2</sup> m <sup>3</sup>	埋立地（積替保管場所）の面積 埋立（保管）容量
△ 変 更 の 概 要	新	旧
△周辺地域の範囲及びその根拠	範 囲	

	根 拠	
△関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	範 囲	
	根 拠	
△事業計画概要説明会の開催の日時及び場所	日 時	
場 所		1　所在地 2　会場名
<b>備考</b>		
1 「変更の概要」の欄は、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第31条第2号、第6号、第10号、第12号、第15号又は第19号に係る許可申請等をしようとする場合に記載すること。		
2 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

(様式2) 【条例規則様式第13号（第31条、第35条関係）】

事業計画概要説明会開催通知書  
事業計画説明会開催通知書

年　月　日

長野県知事 殿  
( 市町村長)

事業計画者  
住所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

事業計画概要説明会（事業計画説明会）を次のとおり開催しますので、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第36条第3項（第40条第2項）の規定により通知します。

廃棄物の処理施設の設置の場所			
廃棄物の処理施設の種類			
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）			
廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量）	$m^3$ ／日 ( ) 時間 $t$ ／日 ( ) 時間 $m^3$ ／時間 $t$ ／時間 埋立地（積替保管場所）の面積 $m^2$ 埋立（保管）容量 $m^3$		
事業計画概要説明会（事業計画説明会）の日時及び場所	日 時	1 所在地	2 会場名
備考	「事業計画概要説明会（事業計画説明会）の日時及び場所」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

(様式3) 【条例規則様式第14号（第32条関係）】

## 事業計画概要説明会終了報告書

年　月　日

長野県知事

殿

報告者

住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

事業計画概要説明会の終了（全部又は一部を開催しなかったこと）について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第37条第1項の規定により、次のとおり報告します。

廃棄物の処理施設の設置の場所							
廃棄物の処理施設の種類							
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）							
廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量）		$m^3$ ／日 ( ) 時間 $t$ ／日 ( ) 時間 $m^3$ ／時間 $t$ ／時間 $m^2$ $m^3$					
△周知に関する事項	周知の方法						
	周知をした地域						
	周知をした期間	年	月	日から	年	月	日まで
△開催に関する事項	日時						
	場所	1 所在地 2 会場名					
	参加者数	名					
	説明内容及び説明方法並びに説明を行った者の氏名及び役職名						
	質疑の概要						
	説明の全部又は一部を開催しなかった場合にあつては、その理由						
備考							
1 「周知に関する事項」の欄及び「開催に関する事項」の欄は、事業計画概要説明会ごとに記載すること。 2 説明のために使用した資料を添付すること。 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。							

(様式4) 【条例規則様式第16号（第33条関係）】

## 事 業 計 画 書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者  
住所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

事業計画について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第38条第1項の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所			
廃棄物の処理施設の種類			
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）			
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	$m^3$ ／日 ( ) 時間 $t$ ／日 ( ) 時間 $m^3$ ／時間 $t$ ／時間 埋立地（積替保管場所）の面積 $m^2$ 埋立（保管）容量 $m^3$		
△変更の概要	新	旧	
△廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画			
排ガスの性状、放流水の水質等について対象周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値			
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項			
その他廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項			

△廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

廃棄物の処理施設の位置	
廃棄物の処理施設の処理方式	
廃棄物の処理施設の構造及び設備	
処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
悪臭の発散並びに著しい騒音及び振動の発生を防止するための措置	
その他廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	
△最終処分場の災害防止のための計画	
△最終処分場を廃止した後の最終処分場の跡地の利用に関する計画	
△廃棄物の搬入及び搬出の方法及び時間に関する事項	
△廃棄物の処理施設の設置の場所に係る法令等による土地利用に係る規制の状況に関する事項	
△対象周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施方法に関する事項	

△廃棄物の処理に伴い生じる廃棄物の種類及び処理の方法に関する事項

種類			
区分	自家処理・委託処理		
処理の方法	(処理を委託する予定の業者の氏名又は名称及び許可番号)		
△対象周辺地域の範囲			
△対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲			
事業計画書の閲覧の場所、期間及び時間			
場所			
期間	年月日から年月日まで		
時間	時から時まで		
△事業計画説明会の開催の日時及び場所	日		
	時		
	場所	1 所在地 2 会場名	
備考			
<ol style="list-style-type: none"> <li>△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</li> <li>「変更の概要」の欄は、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（以下「条例」という。）第31条第2号、第5号、第6号、第9号、第10号、第12号、第15号、第18号又は第19号に係る許可申請等をしようとする場合に記載すること。</li> <li>「対象周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施方法」の欄は、条例第31条第1号、第2号、第11号又は第12号に掲げる許可の申請をしようとする場合に記載すること。</li> </ol>			

(様式5) 【条例規則様式第18号（第37条関係）】

見 解 書

年 月 日

市町村長 殿

事業計画者  
住所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

意見書に対する見解について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第42条第1項の規定により、次のとおり送付します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	
廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	$m^3$ ／日 ( ) 時間 $t$ ／日 ( ) 時間 $m^3$ ／時間 $t$ ／時間 埋立地（積替保管場所）の面積 $m^2$ 埋立（保管）容量 $m^3$
△送付された意見の内容（要旨）	
△見解の内容	
備考	△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(様式6) 【条例規則様式第19号（第41条関係）】

最 終 見 解 書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者  
住所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

知事の意見に対する見解について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第46条第1項の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	
廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	$m^3$ ／日 ( ) 時間 $t$ ／日 ( ) 時間 $m^3$ ／時間 $t$ ／時間 埋立地（積替保管場所）の面積 埋立（保管）容量 $m^2$ $m^3$
知事の意見に対する見解	
備考	「知事の意見に対する見解」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(様式7) 【条例規則様式第20号（第42条関係）】

## 事 業 計 画 変 更 届 出 書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者  
住所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

事業計画の変更について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第47条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）		
廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	$m^3$ ／日 ( ) 時間 $t$ ／日 ( ) 時間 $m^3$ ／時間 $t$ ／時間 埋立地（積替保管場所）の面積 $m^2$ 埋立（保管）容量 $m^3$	
変更の内容	新	旧
備考	<p>1 「変更の内容」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>2 「廃棄物の処理施設の設置の場所」欄から「廃棄物の処理施設の処理能力」欄までは、事業計画書に記載した内容を記載すること。</p>	

(様式8) 【条例規則様式第21号（第43条関係）】

## 事 業 計 画 廃 止 届 出 書

年 月 日

長野県知事

殿

届出者

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

事業計画の廃止について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物の処理施設の設置の場所			
廃棄物の処理施設の種類			
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）			
廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量）	$m^3$ ／日	（ ）時間	
	t	／日	（ ）時間
	$m^3$	／時間	
	t	／時間	
	埋立地（積替保管場所）の面積	$m^2$	
	埋立（保管）容量	$m^3$	
廃止の理由			
備考	「廃止の理由」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

(様式9) 【要領様式第14号】

## 解体業事前確認手続依頼書(新規・変更届)

年 月 日

長野県知事様

(郵便番号)

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり使用済自動車の解体業に係る事前確認手続依頼書を提出しますから、確認してください。

事業所の名称及び所在地		
名称		
所在地	(郵便番号) 電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
変更の内容※	新	旧
変更の理由※		
他に解体業又は破碎業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

- 備考 1 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 2 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 3 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 ※の欄は変更の届出をしようとする場合に記載すること。

## 破碎業事前確認手続依頼書（新規・変更許可・変更届）

年 月 日

長野県知事 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり使用済自動車の破碎業に係る事前確認手続依頼書を提出しますから、確認してください。

事業の範囲				
事業所の名称及び所在地				
名 称				
所在地	(郵便番号) 電話番号			
事業の用に供する施設の概要				
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号		
変更の内容※	新		旧	
変更の理由※				
他に解体業又は破碎業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）		都道府県・市名		許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）		都道府県・市名		許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）

破碎業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車又は自動車破碎残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	
標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破碎前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破碎前処理の方法	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、解体自動車の破碎の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの運搬の方法	
破碎業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

- 備考 1 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 2 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 3 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 ※の欄は変更の届出をしようとする場合に記載すること。

(様式11) 【規則様式第5号 (第55条関係)】

許可  
解体業 申請書  
許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

長野県知事 様

(郵便番号)

住 所  
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可(許可の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号) 電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
他に解体業又は破碎業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	住　　所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住　所	(郵便番号) 電話番号

法定代表人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代表人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

#### 標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	

使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なももの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

備考1 △印の欄は、記入しないこと。

- 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式12) 【規則様式第8号(第60条関係)】

許可  
破碎業 申請書  
許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	
年 月 日	

長野県知事 様

(郵便番号)

住 所  
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破碎業の許可(許可の更新)を申請します。

事業の範囲			
事業所の名称及び所在地			
名称			
所在地	(郵便番号) 電話番号		
事業の用に供する施設の概要			
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
他に解体業又は破碎業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	

破碎業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車又は自動車破碎残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	
--	--

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

#### 標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破碎前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破碎前処理の方法	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、解体自動車の破碎の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの運搬の方法	

破碎業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

備考1 △印の欄は、記入しないこと。

- 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式 13) 【規則様式第 10 号 (第 63 条関係)】

破碎業の事業の範囲の変更許可申請書

年 月 日

長野県知事様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 70 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて破碎業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る破碎業の用に供する施設の概要	
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	住　　所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住　所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

#### 標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破碎前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破碎前処理の方法	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、解体自動車の破碎の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	

解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの運搬の方法	
破碎業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

備考1 △印の欄は、記入しないこと。

- 2 「変更に係る破碎業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 3 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

解体業変更届出書

年 月 日

長野県知事様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式 15) 【規則様式第 11 号（第 64 条関係）】

破碎業変更届出書

年 月 日

長野県知事様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 役員等の変更に係る新旧対照表

※ 役員、相談役、顧問、法定代理人、政令で定める使用人および 100 分の 5 以上出資している者の変更について記載すること。

新 役 員 等			旧 役 員 等		
役職名	氏 名	出資の割合	役職名	氏 名	出資の割合

注 1) 新旧ともに全ての役員を記載すること。

注 2) 新任者及び退任者については、その旨カッコ書きで記入すること。

## 解体業廃業等届出書

年　月　日

長野県知事様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 64 条の規定により届け出ます。

1 許可番号及び許可年月日

2 廃業等の理由　　死亡・合併・破産・解散・廃業

3 廃業等をした日

4 届出をした者と廃業等をした解体業者との関係

相続人・元役員・破産管財人・清算人・本人

5 保管している使用済自動車又は解体自動車の取扱い

破碎業廃業等届出書

年　月　日

長野県知事様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 72 条の規定により届け出ます。

1 許可番号、許可年月日及び事業の範囲

2 廃業等の理由　　死亡・合併・破産・解散・廃業

3 廃業等をした日

4 届出をした者と廃業等をした破碎業者との関係

相続人・元役員・破産管財人・清算人・本人

5 保管している解体自動車等の取扱い

## 誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 62 条第 1 項第 2 号に規定する欠格要件

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者  
ハ この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注 1）若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条（傷害罪）、第 206 条（現場助勢罪）、第 208 条（暴行罪）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集罪）、第 222 条（脅迫罪）若しくは第 247 条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者  
ニ 第 66 条（第 72 条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（廃棄物処理法第 14 条の 6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの处分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）  
ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者  
ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）  
ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）がイからヘまでのいずれかに該当するもの  
チ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注 2）のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの  
リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの  
ヌ 個人で政令で定める使用人（注 2）のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

注 1）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

注 2）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

- （1）本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は從たる事務所）  
（2）継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破碎業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを申し立てます。

年      月      日

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

(様式 20) 【要領様式第 32 号】

事業計画書及び収支見積書（解体業）

年　月　日　現在作成

1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

（フロー概略図を添付）					
業務時間	：～：	従業員数	人	休業日	

2. 使用済自動車等の引取実績及び計画

年　度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	台	台	台	台
主な引取先				

3. 解体実績

年　度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

#### 4. 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

#### 5. 保管の状況

使 用 濟 自 動 車		解 体 自 動 車	
保管量の上限	( 台 )	保管量の上限	( 台 )
現在保管量	( 台 )	現在保管量	( 台 )

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること

#### 6. 年間収支見積書

年　月　日現在作成

項 目	前年度( 年) (決算月( 月) )		今年度の見込み (決算月( 月) )	
	年度	(1台当)	年度	(1台当)
	(千円)	(円)	(千円)	(円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)			
売上原価	イ(使用済自動車等購入費)			
経費	ウ			
うち廃棄物処理委託費	エ			
営業利益	オ=ア-イ-ウ			
営業外損益	カ(主に支払利息(注))			
経常利益	キ=オ+カ			
使用済自動車等年間引取台数				
使用済自動車等年間処理台数				

(参考)

	前 年 度 末	現 在
負債総額(年度末残高)(千円)		

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

(様式 21) 【要領様式第 33 号】

事業計画書及び収支見積書（破碎業）

年　月　日 現在作成

1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種を含む。）

(フロー概略図を添付)					
業務時間	: ~ :	従業員数	人	休業日	

2. 解体自動車等の引取実績及び計画

年　度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	台	台	台	台
主な引取先				

3. 破碎実績

年　度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

#### 4. 破碎等能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

#### 5. 保管の状況

	解体自動車	圧縮(切断)自動車	ASR
保管量の上限	台 (m <sup>3</sup> )	台 (m <sup>3</sup> )	m <sup>3</sup>
現在保管量	台 (m <sup>3</sup> )	台 (m <sup>3</sup> )	m <sup>3</sup>

#### 6. 年間収支見積書

年　月　日現在作成

項目	ア (総売上収入)	前年度(年) (決算月(月))		今後の見込み (年間)	
		年度	(1台当)	年度	(1台当)
		(千円)	(円)	(千円)	(円)
売上高(全体)	ア (総売上収入)				
経費	イ				
うち廃棄物処理委託費	ウ				
営業利益	エ=ア-イ				
営業外損益	オ (主に支払利息、(注))				
経常利益	カ=エ+オ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

	前 年 度 末	現 在
負債総額(年度末残高) (千円)		

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

### 添付書類の省略について

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(解体業許可申請書・解体業許可の更新申請書・解体業変更届出書) の提出に当たり、下記の○を付した添付書類については、

- ・ 年 月 日付けで提出した解体業事前確認手続依頼書
- ・ 年 月 日付けで提出した解体業許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した解体業許可の更新申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した解体業変更届出書

の内容と変更がありませんので添付しません。

### 記

- 1 解体業の用に供する施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図、構造図）、設計計算書、付近の見取図（住宅地図等の写し）
- 2 1に掲げる施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公図の写し、申請者が所有権を有しない場合は、先に加え、賃貸借契約書の写し）
- 3 事業計画書及び収支見積書
- 4 連絡先

### 添付書類の省略について

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(破碎業許可申請書・破碎業許可の更新申請書・破碎業の事業の範囲の変更許可申請書・破碎業変更届出書) の提出に当たり、下記の○を付した添付書類については、

- ・ 年 月 日付けで提出した破碎業事前確認手続依頼書
- ・ 年 月 日付けで提出した破碎業許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した破碎業許可の更新申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した破碎業の事業の範囲の変更許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した破碎業変更届出書

の内容と変更がありませんので添付しません。

#### 記

- 1 破碎業の用に供する施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図、構造図）、設計計算書、付近の見取図（住宅地図等の写し）
- 2 1に掲げる施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公図の写し、申請者が所有権を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書の写し）
- 3 事業計画書及び収支見積書
- 4 連絡先

## 住民票等の省略について

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

今回の申請にあたり、年 月 日付けて許可された、(都道府県・市名)

(許可番号) の許可証の写しを提出し、住民票等の添付を省略します。

---

### 【参考】

#### 1 代用できる許可証

次の許可のうち、当該許可の日から起算して 5 年を経過しないもの。

〈自動車リサイクル法〉

- ・解体業の許可
- ・破碎業の許可
- ・破碎業の変更許可

〈廃棄物処理法〉

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可
- ・産業廃棄物処分業の許可
- ・産業廃棄物処理業の変更許可

ただし、「別に受けた許可に係る許可証の提出の有無 (有)・無」、「廃棄物処理法施行規則第 9 条の 2 第 8 項（同第 10 条の 4 第 7 項、第 10 条の 12 第 2 項、第 10 条の 16 第 2 項、第 11 条第 8 項）の規定による許可証の提出の有無 (有)・無」と記載されたものを除く。

#### 2 省略できる添付書類

- ・本人の住民票の写し及び登記事項証明書
- ・役員の住民票の写し及び登記事項証明書
- ・株主等の住民票の写し及び登記事項証明書又は商業・法人登記の登記事項証明書
- ・政令で定める使用人の住民票の写し及び登記事項証明書
- ・法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

#### 3 留意事項

- ・更新の申請の際には、省略できないこと。
- ・役員の変更届には、新役員に係る住民票等の添付が必要であること。
- ・審査において必要と認められる場合には、省略できない場合もあること。

## 連絡先等

1 申請者（本社）の住所、氏名（名称）

住所	郵便番号（ <u>          </u> ） 電話番号 <u>                        </u>
ふりがな	
氏名 (名称)	

2 申請書（届出書）についての問合せ先

(1) 担当者の問合せ先

ふりがな	
所属部署	
ふりがな	
担当者氏名	
連絡方法	電話番号 FAX 番号

(2) 行政書士等の代理人

ふりがな	
受託者機関	
ふりがな	
受託者	
連絡方法	電話番号 FAX 番号

注) 実際に申請書を作成した担当者名を記入してください。  
書類の作成を委託した場合は、直接の担当者名と行政書士等の両方に記載してください。  
電話番号等は、担当者へ直接連絡できる番号を記入してください。

## 欠格要件について

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号に規定する欠格要件は次のものです。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32の3条第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員も含む。）がイからヘまでのいづれかに該当するもの

チ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注2）のうちにイからヘまでのいづれかに該当する者のあるもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ 個人で政令で定める使用人（注2）のうちにイからヘまでのいづれかに該当する者のあるもの

注1) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

注2) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 繙続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破碎業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

## 後見等登記事項証明書について

後見等登記事項証明書は、欠格要件のうち、心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定めるものに該当していないかどうかを審査するために必要になる書類です。

以下により、交付を受けて添付してください。

### 1 交付申請する書類

成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書

### 2 申請手続

#### (1) 窓口申請の場合

全国の法務局（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡）及び地方法務局の本局戸籍課窓口で取り扱っています。

※ 長野県内では、下記の窓口でのみ取り扱っています。

〒380-0846 長野市旭町1108  
長野地方法務局 戸籍課  
電話番号：026-235-6611

#### (2) 郵送申請の場合

ア 東京法務局のみの取り扱いとなっていますので、下記へ申請してください。

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎（4階）  
東京法務局 民事行政部 後見登録課  
電話番号：03-5213-1360（ダイヤルイン）

イ 申請書の様式は、東京法務局（後見登録課）のほか、最寄りの法務局・地方法務局及びその支局、法務省ホームページ ([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04\\_00020.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00020.html)) 等でも入手できます。

ウ 申請書に、1通につき300円の登記印紙（手数料）を貼付し、返信用封筒（あて名を明記の上、返信用切手を貼付したもの）を同封し、送付してください。

3 御不明な点は、東京法務局（後見登録課）又は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

## 地 域 振 興 局 管 轄 区 域 一 覧 表

地域振興局名	住 所	直通電話	管 轄 区 域
佐 久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	0267(63)3166	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	0265(76)6817	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 下伊那郡 木曽郡
松 本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	0263(40)1956	岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 東筑摩郡 北安曇郡
長 野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	026(234)9533	須坂市 中野市 飯山市 千曲市 塠科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡
資源循環 推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026(235)7164	

長野市内における業務に係る申請等については、長野市廃棄物対策課にお問い合わせください。

長野市 廃棄物対策課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613	026(224)7320	長野市
---------------	----------------------------	--------------	-----

松本市内における業務に係る申請等については、松本市廃棄物対策課にお問い合わせください。

松本市 廃棄物対策課	〒390-0851 松本市島内7576-1	0263(47)1350	松本市
---------------	--------------------------	--------------	-----